

# ～上下水道局からのお知らせ～

## 公共下水道への接続工事を行ってください!!

— 快適な暮らし きれいな川 きれいな海 —



### 公共下水道への接続のお願い

- ◆ お客さまの土地・建物は、公共下水道が使用できる区域にあるため、接続工事を行う義務があります（下水道法第10条）。接続工事を行うことにより、よりよい水の循環となり、皆さんの暮らしを守り、環境の保全と地域の発展につながります。

- くみ取り便所を水洗便所にすることができます。
- 浄化槽を廃止することができます。
- 便所以外の汚水も公共下水道に流すことができます。



土地や建物の所有者に公共下水道への接続をお願いをしています。なお、所有者と水道を使用されている方が異なる場合は、給排水設備課 水洗化促進係 までご連絡ください。

すでに公共下水道へ接続されているにもかかわらず、届出が提出されていない場合このお知らせが投函されることがありますので、給排水設備課 水洗化促進係 までご連絡ください。

- ◆ 水洗化等への改造工事を行うときは、**事前に市への届出が必要です。**

工事は必ず**堺市指定排水設備工事業者**に依頼してください。

また、くみ取り式トイレからの改造工事の場合は、給水装置の改造工事も伴うため、必ず**堺市指定給水装置工事業者**に依頼してください。

詳しくは、給排水設備課 審査係 までお問合せください。

指定工事業者の一覧は上下水道局のホームページに掲載しています。

（堺市上下水道局HP → 利用者の方へ → 指定工事業者一覧）

⇒ 右側のQRコードからも確認できます。



※ 工事費用は指定工事業者によって異なりますので、できるだけ複数の指定工事業者で見積り合せをされることをおすすめします。また見積りを依頼される際には、見積りだけでも料金が必要かどうか事前にご確認ください。

- ◆ 私道・里道などに接しているなど、公共下水道が使用できない土地・建物にこのお知らせを配布することがありますが、街区ごとに投函していますのでご了承ください。

- ◆ 井戸水、湧き水など水道水以外の水を公共下水道に流される場合は、必ず給排水設備課水洗化促進係までご連絡ください。

## ○浄化槽の切り替えについて

浄化槽は、浄化槽法に基づく管理（保守点検・清掃・定期検査）が必要であり、これらの作業に費用が発生します。

（参考\_費用比較（家族4人世帯の使用状況で比較【令和5年数値】））

例）合併浄化槽（5人槽）の場合

年間の維持管理費  
約62,576円



公共下水道を使用した場合

年間の維持管理費  
約54,978円

（実際の使用状況により異なりますが、公共下水道への切り替えにより、費用負担が軽くなる場合があります。）

## ○くみ取り式トイレの廃止について

くみ取り式トイレについては、3年以内に公共下水道に直結する水洗便所に改造する必要があります（下水道法第11条の3）。

### ～ 公共下水道への接続義務 ～

#### ○ 遅滞なく排水設備を設置する義務

公共下水道が使用できるようになった区域の土地の所有者や使用者は、遅滞なくその土地の下水を公共下水道に流すための排水設備を設置しなければなりません（下水道法第10条）。

#### ○ 3年以内に水洗便所に改造する義務

公共下水道が使用できるようになった区域の建物の所有者は、相当の理由があると認められる場合以外は、3年以内にくみ取り便所を公共下水道に直結する水洗便所に改造しなければなりません（同法第11条の3）。

### お問合せ先 堺市上下水道局

所在地：〒591-8505 堺市北区百舌鳥梅北町1丁39番地2

堺市上下水道局ホームページ：[堺市上下水道局](#) [検索](#)

#### ◆水洗化等の啓発・促進

#### ◆水道水以外の水の排水

給排水設備課 水洗化促進係 Tel：072-250-8945 Fax：072-250-9164

#### ◆水洗化等への改造工事

給排水設備課 審査係 Tel：072-250-4697 Fax：072-250-9164

#### ◆浄化槽の管理

保健所 生活衛生課 Tel：072-222-9940

#### ◆くみ取り式トイレの廃止

環境局 環境業務課 Tel：072-228-7428

営業時間：月曜日～金曜日 午前9時～午後5時30分（祝休日・年末年始を除く）